

令和3年1月19日

公共工事等における本人確認等のための
健康保険被保険者証の提出について（お願い）

健康保険法等をはじめとする医療保険各法が改正され、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について、プライバシー保護の観点から告知要求制限されているところです。

本人確認等のために被保険者証の掲示等を求める際の留意事項として、「被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求めその写しの送付を受けること」とされていることから、公共工事等の受注者におかれましては、発注者に被保険者証の写しを提出する際は前記マスキングされた写しを提出して頂きますようお願いいたします。

【参考資料】

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

（厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13989.html）